

<国会議員関係政治団体・資金管理団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 4 年分

チェックもれ注意

(ふりがな)

1 政治団体の名称

にっぽんいしんのかいさんぎいんながさきけんせんきょく
日本維新の会参議院長崎県選挙区第1支部

2 主たる事務所の所在地

長崎県長崎市元船町7-3 松永ビル1F

3 代表者の氏名

山田 真美

4 会計責任者の氏名

田中 八重子

政治団体の区分

政党の支部

その他の政治団体

チェックもれ注意

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 田中 八重子

電話 095-872-7924

氏名 _____

電話 _____

資金管理団体の指定の有無

有

無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類 _____

資金管理団体の
届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1
項第1号に係る国会議員関係政治団
体

政治資金規正法第19条の7第1
第2号に係る国会議員関係政治団
体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____



資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収入総額	8,386,458	円
(前年からの繰越額)	0	
(本年の収入額)	8,386,458	
支出総額	8,386,458	
翌年への繰越額	0	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	円
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	886,458	円
うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	3,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,886,458	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア + イ)	3,886,458	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
山田 真美	円 500,000	R4.6.20	長崎県長崎市橋口町15-13	会社役員	
山田 真美	386,458	R4.7.28	長崎県長崎市橋口町15-13	会社役員	
この頁の小計					
その他の寄附	0				
合 計	886,458				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。
(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
日本維新の会長崎県総支部	3,000,000 ^円	R4.6.5	長崎県長崎市元船町7-3	井上 英孝	
この頁の小計					
その他の寄附	0				
合 計	3,000,000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。

(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費	円	
(1) 人件費	855,034	
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費	102,828	
(4) 事務所費	224,526	
小計	1,182,388	記入もれ注意
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	477,710	
(2) 選挙関係費	3,000,000	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,726,360	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費	3,726,360	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	7,204,070	記入もれ注意
合計	8,386,458	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input checked="" type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ガソリン代	円 11,193	R4.6.1	(有)青砂石油	南松浦郡新上五島町浦桑郷1376	
ガソリン代	81,213	R4.7.29	飯島商事(株)	長崎市金屋町4-19	
この頁の小計					
その他の支出	10,422				
合計	102,828				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計					
その他の支出	14,526				
合計	14,526				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
5月分事務所賃料	円 150,000	R4. 4. 16			
6月分事務所賃料	30,000	R4. 5. 31			
7月分事務所賃料	30,000	R4. 6. 21			
この頁の小計					
その他の支出	0				
合計	210,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	選挙関係費 (供託金)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
供託金	円 3,000,000	R4.6.13	長崎地方法務局	長崎県長崎市万才町8-16	
この頁の小計					
その他の支出	0				
合計	3,000,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (遊説費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計					
その他の支出	28,800				
合計	28,800				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (交通費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
交通・宿泊費	円 80,600	R4.5.30	(株)リクルート	東京都千代田区丸の内1-9-2	
この頁の小計					
その他の支出	55,530				
合計	136,130				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (大会費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
発送費	円 38,892	R4. 5. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費	227,090	R4. 6. 8	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費	67,368	R4. 6. 10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計					
その他の支出	8,230				
合計	341,580				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (宣伝広報費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
折込料	18,150	R4.6.1	(有)エリアサービス壱岐	長崎県壱岐市石田町石田西触630-6	
旗代金	10,000	R4.6.21	日本維新の会	大阪府大阪府中央区島之内1-17-6	
ポステイング料	2,299,000	R4.6.21	ポストイン長崎(株)	長崎県長崎市昭和町1-7-2	
音響代	132,000	R4.6.21	長崎電化サービス社	長崎県長崎市中園町21-21	
看板代	529,100	R4.6.21	セイコーラボ	長崎県長崎市扇町26-20	
看板代	45,210	R4.7.29	(株)ジーエークレアス	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-26	
印刷代	44,000	R4.7.29	(株)ジーエークレアス	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-26	
印刷代	258,500	R4.7.29	(株)ジーエークレアス	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-26	
印刷代	44,800	R4.7.29	(株)ジーエークレアス	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-26	
印刷代	308,000	R4.7.29	(株)ジーエークレアス	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-26	
この頁の小計					
その他の支出	8,800				
合計	3,697,560				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

記入もれ注意

令和 4 年 9 月 12 日

政治団体の名称 日本維新の会参議院長崎県選挙区第1支部

会計責任者の氏名 田中 八重子

(代表者の氏名) 山田 真美



(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及

政治資金監査報告書

令和4年9月2日

日本維新の会参議院長崎県選挙区第一支部

代表 山田真美 殿

登録政治資金監査人 神田 美香
登録番号 第 5691 号
研修終了年月日 令和4年2月18日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会の令和4年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されかつ、当該国会議員関係政治団体の資金管理団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上